

○国立大学法人新潟大学監査室規程

(平成 24 年 3 月 30 日規程第 21 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日規程第 16 号 平成 28 年 3 月 28 日規程第 19 号
平成 29 年 3 月 29 日規程第 35 号 平成 30 年 3 月 2 日規程第 11 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)に、内部監査を実施するとともに、監事監査の支援等の業務を行うことにより本学の適正かつ効率的な業務運営に資することを目的として、国立大学法人新潟大学監査室(以下「監査室」という。)を置く。

(業務)

第 2 条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国立大学法人新潟大学内部監査規程(平成 16 年規程第 110 号)に定める内部監査の実施に関する事。
- (2) 監事監査の事務補助に関する事。
- (3) 監事及び会計監査人との連携に関する事。
- (4) 公益通報等内部通報に関する事。

(組織)

第 3 条 監査室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 専門職員

(室長)

第 4 条 室長は、事務職員のうちから学長が任命する。

2 室長は、監査室の業務を掌理する。

(専門職員)

第 5 条 専門職員は、事務職員をもって充てる。

2 専門職員は、室長の命を受け、監査室の業務のうち、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の業務を直接処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 16 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規程第 19 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規程第 35 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 2 日規程第 11 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。